

なくそう!



障害者虐待

～障害者虐待をなくし、誰もが尊厳をもって暮らしやすい地域づくり～

平成 24 年 10 月 1 日より、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

障害者虐待防止法では、障害者に対する、家族などの養護者、または施設従事者、事業主による次のような行為を障害者虐待と定義しています。

こんなことが **障害者虐待** にあたります。

身体的虐待

- ★身体への暴行（叩く、つねる、やけどさせる等）
- ★身体拘束（柱や椅子やベッドに縛りつける、部屋に閉じ込める）など



性的虐待

- ★性的行為を強要する
- ★わいせつな映像を見せる
- ★本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話するなど



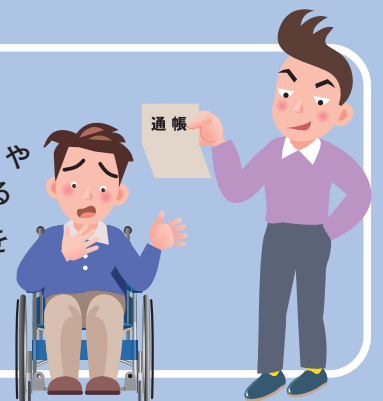
介護・世話の放棄・放任

- ★食事や水分を十分に与えない
- ★必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ★同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置するなど



経済的虐待

- ★年金や賃金を渡さない
- ★本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ★日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせないなど



心理的虐待

- ★怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ★失敗を嘲笑し、言いふらす
- ★話しかけても意図的に無視する
- ★人格をおとしめるような扱いをする など



気づかずに

『虐待』していることもあります。

虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、本人自身も虐待を自覚していないケースもあります。当事者の自覚の有無に関わらず、客観的に見て権利侵害が行われている場合、

それは『虐待』です！



「虐待かも…」
「このままでは虐待になってしまうかも…」
「虐待になる前に…」

相談・通報等

介護負担が重いと感じておられる方への
相談・助言も行います。

上板町・障がい者虐待防止センター 凌雲（障害者虐待対応窓口）での受理

障害者の安全確認・事実確認・情報収集

上板町・障がい者虐待防止センター 凌雲が行います。
お知らせいただいた方の秘密は守られます。

上板町

介入拒否時の対応

立入調査

緊急時の対応

個別ケース会議

上板町・障がい者虐待防止センター 凌雲や関係機
関とで、必要な支援について協議・検討します。

関係機関・関係者による支援の実施

緊急事態への対応のほかに、様々な専門職・専門機
関による介入的な支援や見守り支援もあります。障
害者だけでなく、その養護者への支援も実施します。

定期的な訪問等によるモニタリング

今の支援が適切であったかどうかをチェックし、
支援方針、内容、各機関の役割の再検討を行
います。虐待が解消され、生活が安定すると虐待対
応を終了します。

障害者の保護

- ・ 短期入所
- ・ 入院
- ・ 施設入所

成年後見制度 （法定後見制度） の市町村長申立

相談窓口・連絡先

障害者虐待は誰にでも起こりえる事です。虐待の事について、気になる事があ
れば、まずはご相談ください。

*相談は無料で、秘密は厳守されます。



障害者虐待に関する相談・通報窓口

障がい者虐待防止センター^{りょううん} 凌雲 【平日及び休日・夜間】

住所 771-1253 徳島県板野郡藍住町矢上宇安任 56-5

☎ 088-693-1140

FAX 088-692-6776

上板町役場 福祉保健課 【平日 8:30～17:15】

住所 771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚 42番地

☎ 088-694-6810

FAX 088-694-5903